

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年里庄町条例第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

里庄町長 大内 恒章

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

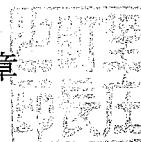
専決第1号

専決処分書

里庄町税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

里庄町長 大内 恒章



理由

地方税法の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。この条例は平成28年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町税条例等の一部を改正する条例

(里庄町税条例の一部改正)

第 1 条 里庄町税条例(昭和 36 年里庄町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 56 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第 59 条中「又は第 12 号」を「第 12 号又は第 16 号」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「第 15 条第 2 項第 6 号」を「第 15 条第 2 項第 7 号」に改め、同条第 12 項を同条第 19 項とし、同条第 11 項を同条第 17 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。

附則第 10 条の 2 中第 10 項を第 16 項とし、第 9 項を第 15 項とし、第 8 項を第 9 項とし、同項の次に次の 5 項を加える。

10 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

11 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

12 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

13 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

14 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」を加える。

(里庄町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 里庄町税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年里庄町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「次条、」を削る。

附則第 5 条第 3 項の表を次のように改める。

第 98 条第 1 項	施行規則第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 38 号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成 27 年改正前の地
-------------	------------------	---

		方税法施行規則」という。) 第 48 号の 5 様式
第 98 条第 2 項	施行規則第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 6 様式
第 98 条第 3 項	施行規則第 34 号の 2 の 6 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 9 様式
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式

附則第 5 条第 7 項の表を次のように改める。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	里庄町税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年里庄町条例第 19 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 5 条第 6 項
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 5 項
第 19 条第 3 号	第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項の規定
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 5 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項

附則第 5 条第 10 項の表を次のように改める。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項

	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	同項から前項まで	同項、第 5 項及び前項
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

附則第 5 条第 12 項の表を次のように改める。

第 5 項	前項	第 11 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 11 項の
	同項から前項まで	同項、第 5 項及び前項
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 11 項

附則第 5 条第 14 項の表を次のように改める。

第 5 項	前項	第 13 項
-------	----	--------

	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の 同項から前項まで	第 13 項の 同項、第 5 項及び前項
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 13 項

#### 附 則

##### (施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

##### (固定資産税に関する経過措置)

- 第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の里庄町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 29 項に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 3 新条例附則第 10 条の 2 第 10 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 4 新条例附則第 10 条の 2 第 11 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 5 新条例附則第 10 条の 2 第 12 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
  - 6 新条例附則第 10 条の 2 第 13 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の

固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。